昭和二十三年八月十三日印刷　昭和二十三年八月十四日発行　参議院事務局　印刷者　印刷局

第二回國会　参議院議院運営委員会会議錄第五十六号

昭和二十三年六月二十八日（月曜日）
午前十時三十六分開会

本日の会議に付した事件
○國会職員給與規程の一部を改正する案
○國会職員旅費規程の一部を改正する案
○議案の付託に關する件
○委員会廳舍の室割の件
○國会法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長（木内四郎君）　それでは本件は庶務小委員長の報告通り決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木内四郎君）　御異議ないものと認めます。尙本件については、國会職員法第二十五條の規定により両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮つて両院の議長が定めることになつておりますが、会期も切迫しておりますので合同審査会の手続を省略して持廻りによつて決定することとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木内四郎君）　御異議ないものと認めます。次に議案の付託に關してお諮りいたしたいことがあります。委員部長より説明いたさせます。

○參事（河野謹吾君）　先に本委員会において財政及び金融委員会に付託することが適当であると決定されました地方配付税法案について、治安及び地方制度委員長並びに財政及び金融委員長より治安及び地方制度委員会に付託替をされたい旨文書を以て申出がありましたので、お諮り願いたいと存じます。

○委員長（木内四郎君）　只今委員部長より説明のありました件について御意見のある方は御述べを願います。

○議井新一君　一旦付託を決定したものを変更することは議院運営委員会の権威に係わることでありますから、最初の付託については愼重に行われるべきであると存じます。

○門屋盛一君　議案の付託替については、議院運営委員会が自主的に行うべきであると考えます。

○委員長（木内四郎君）　それでは本件は財政及び金融委員長並びに治安及び地方制度委員長の申出通り、治安及び地方制度委員会に付託替することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木内四郎君）　御異議ないものと認めます。

次に、委員会廳舍等の室割の件に關してお諮りいたしたいと存じます。庶務小委員長より小委員会における審議経過について御報告をお願いすることにいたします。

○議井新一君　庶務關係小委員会の報告を申上げます。

この度委員会廳舍の第一期工事が落成いたしましたので、第二期工事の完成するまで暫定的に各委員会に部屋を割当るのでありますが、一委員会一部屋とするには部屋数が足りないため、二つの委員会で一部屋を使つて頂くところも生じますので議院運営委員会に掛けます前に、予め常任委員長懇談会の議題といたしまして、各委員長の御意見を聽き、一昨日の庶務關係小委員会において愼重審議いたしました結果、御手許に配付の図面のごとき結論を得ましたので、その経過について御報告いたしたいと存じます。その考え方としましては、第一に近く國会法の改正により委員会の変動が予想されるので暫定的措置とするため、各委員会の專門調査員及び書記につき、その定員でなく実在員を基準とすること。第二に成るべく一人当りの坪数を平等に近くすると共に実在員の員数が同じ委員会相互間においては公平を期するため抽せんで決定すること。以上によりまして各部屋に番号を附して抽せんいたしました結果、御手許に配付いたしました図面のごとく、実在員五人の予算委員会及び司法委員会、四人の治安及び地方制度委員会、水産委員会、厚生委員会及び國土計画委員会がそれ〴〵十九坪の部屋を、電気委員会及び決算委員会が十三坪半の部屋をそれ〴〵單独で使用し、二十四坪の部屋は、財政及び金融委員会と農林委員会、鉱工業委員会と文化委員会がそれ〴〵共同で使用し、外務委員、会商業委員会、文教委員会は、三人以下の通信委員会、運輸及び交通委員会、労働委員会とそれぞれ共同で十九坪の部屋を使用することになりました。以上のような割当によつて現在使つている部屋が窄くわけでありますが、その使い方につきましては、法制部の機構が拡大して局に昇格する関係、委員室の不足、速記者養成所の拡大、專門調査員の控室設置等諸種の必要がございますので、いろいろ検討いたしましたが、結局庶務關係小委員会では別紙三階平面図の如く決定し、ただそのうち第十二号委員室と法制局長室は交換し又專門調査員室については、小委員会としては決定に至らず本委員会の決定に委ねることにいたしました。以上で御報告を終ります。

○委員長（木内四郎君）　只今庶務小委員長より御報告のありました室割の件について御意見のある方はお述べを願います。

○左藤義詮君　新らしい室割によつて控室となる現在の專門調査員室の使い方については、控室が不足している現状をも考慮して決定して頂きたいと存じます。

○委員長（木内四郎君）　途中でありますが衆議院の淺沼議院運営委員長が見えましたので、本件は後刻審議を続行することとして、これより直ちに國会法の一部を改正する法律案の審議に入ることとして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（木内四郎君）　御異議がないようでありますから、これより淺沼委員長に國会法の一部を改正する法律案の提案理由の説明をお願いすることにいたします。

○衆議院議員（淺沼稻次郎君）　只今議題となりました國会法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

過去一ケ年に亘りまして國会の運営の実際より見て、この際國会法の一部を改正し、審議能率の向上を図る必要があると考えまして、本年二月以來議院運営委員会において愼重に審議をいたしました結果、ここにこの成案を得たのであります。

その概略を申上げますと、先ず第一に常任委員会について、從來事項別であつたものを各省別にこれを設けるこ

といたしました。但し、内閣関係は所管事項が非常に多いので、四つの委員会に分ち、その他は原則として各省別の委員会を設けることとし、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営の各委員会は、従来通りといたしました。その結果従来二十一あつた委員会は二十となつたわけであります。尚これに附随いたしまして従来は同時に三個の常任委員を兼ねることができることになつていたのを改めまして、二個を超えることは、できないといたしました。而してその二個目の常任委員は、予算、決算、議院運営、懲罰及び図書館運営委員に限ることといたしました。これは委員会の運営の実際に鑑みまして、兼務の委員の多いことは、結局、委員の出席を悪くしている一つの理由と見たからであります。この常任委員会の制度の変更に関しまする改正規定は只今直ちに施行いたしますことは、國会の開会中のことでもあり、諸案審議の点から見て事実上不可能でありますから、次の第二回國会からこれを実施いたすことにしてあります。尚委員につきまして、委員選任後各派の所属議員数に異動があつたために、委員の割当数を変更する必要があるときは、議長は議院運営委員会の議を経て委員を変更することができることといたし、又従来の法律解釈によれば当然とは思われますが、議院において特に必要がある場合には院議を以て常任委員長の職を解き得ることを明記いたしました。

第二点といたしましては、いわゆる談会制度の廃止によりまして本会議における議案の趣旨弁明がなくなりました結果、議員の議案に対する関心が少くなるような傾向がありますので、第一回國会におきましても特に必要のある場合におきましては、院議によつて本会議においてその趣旨の説明を聞いたのでありますが、これを成文化いたしまして、新たにそのことを規定いたしました。これに関連いたしまして、委員会における審査の中間報告の規定は従来規則の中にありましたが、これは相当重要事項でもありますので、國会法に特に規定を設けることといたし、而うしてその中間報告を求めた事件につきましては、議院は委員会の審査に期限を附け、又はその暇もないと思えば本議会において直ちにこれを審議する途を開きました。尚又議長が議員の発言については時間を制限し得ることは御承知の通りでありますが、従来はこれに対して異議の申立ての方法がなかつたのでありまするが、今度は出席議員の五分の一以上から異議の申立をなし得る規定を設けました。

第三点といたしましては、会期不継続の原則に対する例外の規定を設けたことであります。即ち閉会中特に議院から命ぜられて委員会が審査を継続した案件については次の会期に継続することを成文化いたしました。

第四点といたしましては、御承知のように最高裁判所が行政部と離れて存在することとなりましたので、それの予算等の審議におきまして最高裁判所が進んでその説明をしたいと申し出た際にはこれを許す方途を講じました。

第五点といたしましては、議員の議案審議の機関の拡充を図る方法を講じました、先ず法制局の拡充の問題であります。昨年以来この点については議員各位の熱心な主張もあつたことでありますので、従来の法制部を法制局といたし、而うしてその局長は議長の直接の監督を受け、議員の法制に関する立案の協議に與からしめることといたしました。法制局の詳細につきましては、別途法制局法を制定して、それによつてその機構を定めたいと思つておりますが、いずれにしても、これがため一段と諸君の御期待に副い得るようにいたしたつもりであります。

次に各常任委員会に配置せられておりまする専門調査員の問題でありまず。今度の改正では専門調査員を専門員とすることとして、名前の変更をいたしました外に、新たに専門員の下に調査員を設け、以て委員会における調査担当者の不足を補うことといたしました。

以上五点は主として審議能率の向上を図るための改正でありますが、この外取りわけて申上げたいことは、会期中における議員の逮捕に関する手続を規定したことであります。この点については従来何らの規定もなく、先般その要請手続につき疑問も起り、且つその事柄が万一にも政治的に取扱われるようなことがあつてはなりませんから、疑義の起らないようにいたしますため、新たに議員の逮捕についてその許諾を求めるには、内閣は、所轄裁判所又は裁判官が令状を出す前に内閣へ提出した要求書の寫を添付して許諾を求めさせることといたしました。

次に、各派交渉会に関しましては、御承知のように従来何ら法律の上に根拠なく先例によつて生れて来た制度でありますが、その使命たるや非常に重いものがあつたのでありますが、議院運営に関することが主たるものでありますから、この際新たに議院運営委員会が選任する小委員と共に議長が議事の順序その他必要と認める事項について協議することができる旨の規定を第五十五條の二として設けました。この小委員との協議会は従来の各派交渉会に代わるものでありますから、これによりまして今後は従来の各派交渉会は当然に廃止されることになります。その他各議院は七日以内においてその院の休会を議決することができることになつておりましたのを、十日までこれを延長いたし、又自由討議は二週間に一度開くことになつておりましたのを三週間に一度開くこととといたしました。

又両院法規委員会の権限につきまして、従来の規定では明確を欠く嫌れがありますので、これをはつきりと規定し、而うして両院法規委員会の委員長は従来その委員会において互選いたしておりましたものを改めて、各議院の委員において夫々一名ずつの委員長を互選し、その委員長が毎回更代して会長の職に当ることといたしました。

最後に、第三十九條の議員の兼職禁止規定について、國家公務員法の施行に伴う字句の修正をいたしますと共に、國家行政組織法の制定に伴い新たに次官が特別職として設けられましたので、この次官所謂副大臣には、國会議員の兼務を認めることとしました。尚國家行政組織法は本年一月一日から施行される予定でありますから、それまではこの特別職たる次官が設けられない点と、その間に國会が開かれないとも限りませんから、経過的措置として現在の政務次官の制度を國家行政組織法の施行されるときまで存続せしめることとし、附則にその旨の規定を設けました。

以上を以ちまして大体の御説明を終ります。この改正案につきましては、議院運営委員会を開くこと二十八回に及び、その間参議院との合同打合会も二回開きまして慎重に審議を重ね、漸く衆議院各派一致の成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛成を望みます。

○委員長（木内四郎君）　只今浅沼委員長より御説明のありました件について御意見のある方はお述べを願います。

○門屋盛一君　この改正中常任委員会の廃合によつて、電気委員会が廃止されることになりますが、電気事業再編成という重大問題が提起されている折柄、かようなことになりますのは遺憾に堪えないところでありまして、この間の事情をお伺いいたしたいと存ずる次第であります。

○衆議院議員（浅沼稻次郎君）　この度の改正が委員会を各省別に設けることを原則としたため、かようなことになつたのであります。

○竹下豐次君　政務次官の問題は如何にお考えになつておりますか。

○衆議院議員（浅沼稻次郎君）　これについては別途考慮中であります。

○委員長（木内四郎君）　それでは本件については本日はこれ位にして各会派に持ち帰つて更に研究することとして御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○委員長（木内四郎君）　御異議ないものと認めます。

○堀越儀郎君　会期延長の件はどうなつておりますか。

○委員長（木内四郎君）　本件について

は先日私から衆議院の議院運営委員長に対して、参議院側の意向を傳えて置きましたが、その外特に御報告申上げるべき事柄はございません。

○竹下豐次君　先程一旦打切りになりました委員会廳舍等の窓圍の件でありますが、控室の不足を考慮して、これを委員会廳舍の第二期工事が完成するまで經過的に二部屋二委員会とすれば余裕ができるのではないかと存じます。

○委員長（木内四郎君）　それでは本件については庶務小委員会で更に檢討して頂くこととして、他に御発言がなければ委員会はこれを以て散会いたします。

午前十一時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長　木内　四郎君

理事
藤井　新一君
竹下　豐次君

委員
島　清君
塚本　重藏君
松本治一郎君
黒川　武雄君
左藤　義詮君
平沼彌太郎君
大隈　信幸君
門屋　守一君
櫻内　辰郎君
榊原　貞雄君
鈴木　憲一君
鶴川　宗敬君
堀越　儀郎君
岩間　正男君

事務局側
参事（事務次長）　近藤　英明君
参事（法制部長）　川上　和吉君
参事（議事部長）　寺光　忠君
参事（委員部長）　河野　義克君

衆議院議員
議院運営委員長　淺沼稻次郎君

六月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、國会法の一部を改正する法律案（衆第六号）

（予備審査のための付託は六月二十四日）

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、両議院の水產委員会存続に関する陳情（五件）（第五百六十七号）

第五百六十七号　昭和二十三年六月十九日受理

両議院の水產委員会存続に関する陳情（五件）

德島市中洲町三ノ四、德島縣水產業会長　萬藤敬二郎外五名

この陳情の趣旨は、第三百九十八号と同じである。

ました、先ず法制局の拡充の問題であります。昨年以來この点については議員各位の熟心な主張もあつたことであ

ありますが、その使命たるや非常に重いものがあつたのでありますが、議院運営に関することが主たるものであり

ないとも限りませんから、経過的措置として現在の政務次官の制度を國家行政組織法の施行されるときまで存続せ

つておりますか。

○委員長（木内四郎君）　本件について

議会制度の廃止によりまして本会議における議案の趣旨弁明がなくなりました結果、議員の議案に対する関心が少

昭和二十三年八月十七日印刷
昭和二十三年八月十八日發行
参議院事務局　印刷者　印刷局